

我孫子市道路占用に関する工事の施工基準

(令和2年12月16日告示第297号)

我孫子市建設部道路課

我孫子市道路占用に関する工事の施工基準

(趣旨)

第1条 この基準は、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定により許可を受けた者（以下「占用者」という。）が行う工事の実施方法、道路の復旧方法等について、我孫子市道路占用規則（昭和50年規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(占用物件の埋設深度の特例)

第2条 道路に埋設する電線、水管、ガス管及び下水道管のうち別表第1に掲げる占用物件の埋設深度は、道路法施行令（昭和27年政令479号）第11条の2第1項第2号ロ並びに第11条の3第1項第2号ロ及び第11条の4第1項の規定にかかわらず、別表第2に掲げるとおりとする。

2 道路に埋設する電線及び電線管のうち別表第3に掲げる占用物件の埋設深度は、前項の規定にかかわらず、別表第4に掲げるとおりとする。

3 別表第1並びに別表第3に掲げる規格以外の占用物件については、当該規格の占用物件と同等以上の強度を有するものに限り、別表第2又は別表第4に規定する埋設深度とすることができるものとする。この場合において、占用者は、道路管理者に対し当該規格の占用物件と同等以上の強度を有することを事前に証明しなければならない。

(占用物件の表示)

第3条 占用者は、占用物件を埋設したときは、当該占用物件に別表第5に掲げる事項を表示しなければならない。ただし、占用物件のうち各戸に引き込むために埋設するもの及び道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の3の2第1項に規定するものは、除くものとする。

(工事の着手届及び完了届)

第4条 占用者は、道路工事に着手するときは、着手届（別紙様式1）を又道路工事が完

了したときは、完了届（別記様式2）を道路管理者に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による届のうち完了届には、道路工事施工前における現場の状況写真並びに完了後確認のできない箇所及び各工程ごとの状況写真を添付しなければならない。ただし、道路管理者が認めるものについては、この限りでない。

（検査）

第5条 道路管理者は、前条第1項の規定による完了届を受領したときは、必要に応じ検査を行うものとする。

- 2 占有者は、前項に規定する検査の結果、道路工事の内容に関し指摘があったときは、直ちに指摘事項を改善し、再検査を受けなければならない。

（境界標の保守及び道路附属物等の保全）

第6条 占有者は、道路工事を行うに当たり道路に設置してある境界標（境界石、金属プレート、びょう等）の位置に変動がないよう必要な措置を講じなければならない。なお、道路工事により境界標の移設が必要な場合又は変動の恐れがある場合は、事前に道路管理者と協議を行い、その指示に従わなければならない。

- 2 占有者は、街路灯、ガードレール、道路照明施設その他の道路附属物を移設し、又は撤去しなければならないときは、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。
- 3 道路工事の施工区域内又はその周辺に公共基準点が存在する場合は、我孫子市公共基準点管理要綱（平成11年1月29日告示第8号）を順守して施工しなければならない。

（掘削の方法）

第7条 道路工事における掘削の実施方法は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 掘削面積は、当日中に仮復旧又は本復旧できる範囲とすること。
- (2) 掘削幅は、必要最小限とすること。
- (3) 舗装道（切下げ部分の場合も含む。）の舗装の部分の切断は、コンクリートカッ

ター等を用いて直線に、かつ、路面に垂直に行うこと。

(4) 掘削は、降雨時を避けること。

(5) 掘削は、溝堀又はつぼ掘とし、えぐり掘を行わないこと。

(6) 掘削機械を使用する場合は、キャタピラ等により路面を損傷しないようにすること。

(7) 道路附属物の付近又は既設埋設物の存在が不明確な道路の掘削は、人力で行うこと。

(8) わき水又はたまり水が多量の場合は、土砂の流出、地盤の緩み等を防止する措置を講じること。

(掘削土砂の埋め戻しの方法)

第8条 道路を掘削した場合における掘削土砂の埋め戻しの方法は、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 埋め戻しの土砂は、改良土又は良質土を使用すること。

(2) 埋め戻しは、掘削底面から一層仕上げ厚0.2メートル（舗装を除く埋め戻し厚が1メートルを超える場合は、1メートル以深にあっては0.3メートル）ごとにランマーその他の締固め機械又は器具で確実に締固めて行うこと。

(特殊工法)

第9条 占有者は、道路工事に^レ関し特殊な工法を用いる場合は、必要な資料（工法の安全性及び関係調査に係るもの）を提出し、事前に道路管理者の承認を受けなければならない。

(土留め)

第10条 掘削は、原則として土留め工を^レ施し、次に掲げる事項に留意して施工しなければならない。

(1) 土留め板は、掘削後直ちにはめ込むこと。

(2) 腹起こしは、土留め杭又は土留め用矢板の内側に密着させること。

(3) 切りばりは、座屈のないよう十分安全な構造にすること。

(杭、矢板等の残置)

第11条 占有者は、道路の構造上又は他の工作物の保全上やむを得ない事情により杭又は矢板を 残置する必要がある場合は、事前に道路管理者と協議し、承認を受けなければならない。

2 杭又は矢板を残置する場合は、路面から深度2.5メートル以上で切断しなければならない。ただし、道路管理者が認める場合は、この限りでない。

(覆工)

第12条 覆工を施す場合は、鋼製又は同等以上の強度を有する覆工板を使用するものとし、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 安全で強固なものであること。

(2) 応力に十分耐え、跳ね上がり、振動等による緩みを生じないこと。

(3) 歩行者及び車両の通行に支障のないようにすること。

2 覆工部に地下への出入口を設ける場合は、作業場内に設け、周囲は高さ1.2メートル以上の囲いを設置し、出入口以外は閉じておかなければならない。

(排水)

第13条 占有者は、道路工事の施工に当たり一般の交通の用に供する部分について、雨天等の場合でも通行に支障が生じないように排水を良好にしておかなければならない。

(復旧の舗装構成及び範囲)

第14条 仮復旧及び本復旧の舗装構成及び舗装材料は、別図第1から別図第10までに定めるところによるものとする。

2 現況の舗装構成及び舗装材料が明らかな場合は、前項の規定にかかわらず、原形に復旧するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、縦断勾配6パーセント以上の道路におけるアスファルト舗装は、樹脂系すべり止め舗装の道路を除き、表層に密粒度ギャップアスファルト混合物を使用することとする。

4 仮復旧及び本復旧の範囲は、別図第11から別図第15までに定めるところによる

ものとする。

(舗装復旧)

第15条 舗装復旧を行う場合は、周囲の路面との段差を生じないようにしなければならない。

2 仮復旧を行う場合においてやむを得ない理由で段差が生じる場合は、5パーセント以内の勾配こうぱいですり付けるものとし、標示板等によって通行者に予知させなければならない。

3 本復旧は、自然転圧のため、仮復旧から原則30日以上の間を経た後に施工するものとする。なお、仮復旧期間中は、常に良好な路面状態を保つよう努めなければならない。

4 舗装を復旧する場合は、事前に路盤又は基層面の浮石その他の有害物を除去し、不陸を整正しなければならない。

5 マンホール、弁べん篋きょう、縁石等、舗装面に露出する構造物の高さは、あらかじめ計画路面に合わせて調整しなければならない。

6 縁石、ブロック等の構造その他の基準については、道路管理者が指示するものとする。

7 瀝青材料れき(プライムコート及びタックコート)は、均一に散布し、縁石その他の構造物を汚さないよう施工しなければならない。ただし、透水性舗装で復旧する場合は、雨水の浸透を阻害するため、瀝青材料の散布を行わないものとする。

8 歩道の平板舗装の不可能な箇所については、現場打ちコンクリートで舗装し、平板の目地と合わせて目地切りを行わなければならない。

9 舗装復旧範囲内に存する路面標示類は、舗装後速やかに復旧するものとする。なお、横断歩道等の交通規制に係る標示類の復旧方法については、道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)第78条第1項に規定する道路使用許可申請書の提出までに交通管理署(我孫子警察署)と調整を行うものとする。

(舗装復旧に係る道路管理者の立会)

第16条 占有者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本復旧施工前に道路管理者の立会を受けるとし、前2条の規定にかかわらず、道路管理者の指示に従うものとする。

- (1) 道路の縦断方向に占有する工事であって、舗装復旧の延長が30メートルを超えるもの。
- (2) 舗装復旧面積が100平方メートルを超えるもの。
- (3) 復旧箇所が点在し、その数が3以上あるもの。
- (4) 本復旧範囲内に前条第5項の高さ調整が必要な構造物が存在するもの。
- (5) その他道路管理者が立会を必要と判断し、占有者に立会を依頼したもの。

(責任期間)

第17条 占有者の道路工事の責任期間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、責任期間中に他の工事を実施した場合は、この限りでない。

復旧の種類	責任期間
仮復旧	本復旧が完了するまで
本復旧	第4条に規定する完了届受付日から2年 (ただし、F型砂利道にあっては1年)

- 2 占有者は、責任期間中に復旧箇所が破損したとき、又は復旧工事に起因する影響が周囲の路面に生じたときは、道路管理者の指示に従い復旧しなければならない。

(運搬道路等)

第18条 占有者は、道路工事の実施に必要な運搬路についてあらかじめ道路管理者に報告し、車両制限令(昭和36年政令第265号)その他の関係法令に定めるところによらなければならない。

2 占有者は、運搬車の荷台にはシートを掛け、周辺住民の生活及び交通の支障にならないよう留意しなければならない。

(騒音、振動等の対策)

第19条 占有者は、道路工事を行うに当たり騒音、振動等の防止又は軽減を図るよう努めなければならない。

2 占有者は、道路工事に起因する騒音、振動その他の支障が生じた場合は、占有者の負担において速やかに防止策又は軽減策を講じなければならない。

3 占有者は、道路工事に起因して第三者に損害を与え、又は第三者との間で紛争が生じた場合は、速やかに道路管理者に報告し、占有者の責任において解決しなければならない。工事完了後においても、同様とする。

(現場管理)

第20条 占有者は、常に道路工事の安全に留意し、現場管理を行い、事故及び災害の防止に努めなければならない。

2 占有者は、工事現場に責任者を常時置き、適正な管理及び監督を行わなければならない。

3 前項に規定する責任者は、道路占用許可書を常に携帯し、道路管理者の指示がある場合は、提示しなければならない。

4 占有者は、工事現場付近の路面を常に維持補修（清掃を含む。）し、路面、排水施設等を良好な状態に保たなければならない。

5 占有者は、道路工事により発生した排水を路面に放流し、又は現場発生物、発生土砂等を道路及び水路に放置してはならない。

(事故防止策)

第21条 占有者は、道路工事に関し必要な事項を関係官公署及び関係企業者に対して連絡をしなければならない。

2 占有者は、工事中及び工事完了後の占有物件の事故防止に万全を期さなければならない。

- 3 占有者は、事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、道路管理者及び関係官公署と調整を行い、事故再発防止策を速やかに講じなければならない。
- 4 道路管理者は、事故防止策について必要な報告を求めることができる。

(交通対策)

第22条 工事施工中は、必要に応じて熟練した交通整理員を配置し、保安要員に巡回点検をさせ、安全かつ円滑な道路の交通を確保しなければならない。

- 2 保安施設の設置等については、交通管理者及び道路管理者と十分協議、調整を行うものとする。
- 3 交通を遮断して工事を行う場合は、工事施工前に工事内容、工期、迂回路等の案内板を設置し、周辺住民及び通行者に周知しなければならない。
- 4 工事箇所が路線バスの運行経路又はゴミ収集車の運行経路となっている場合は、事前に各事業管理者と調整を行い、必要な対策を講じなければならない。
- 5 占有者は、近接して他の道路工事が行われる場合は、当該道路工事施工者と十分な調整を行い、交通の誘導を行わなければならない。

(迂回路)

第23条 占有者は、一般の交通を迂回させる必要がある場合は、迂回路の入口及び要所に案内板等を設置し、通行者が容易に迂回路を通過できるようにしなければならない。

(車道幅員)

第24条 占有者は、一般の交通の用に供する部分の通行を制限する必要がある場合において、制限した後の車線が1車線となるときには当該車道幅員を3メートル以上に、2車線となるときには5.5メートル以上を確保しなければならない。

- 2 前項の場合において片側交互通行にするときには、制限区間をできるだけ短くし、制限区間の前後に交通誘導員を配置しなければならない。

(歩行者対策)

第25条 占有者は、歩道が設置してある道路の歩道部分の通行を制限する必要がある場

合には、幅員1.5メートル以上の歩行者用通路を確保しなければならない。ただし、道路工事の施工上やむを得ない場合には、当該幅員を1メートルまで狭めることができるものとする。

- 2 前項の場合においては、歩行者用通路と車道との境界にはさく等をすき間なく設置し、歩行者用通路と車道を明確に区分するとともに、歩行者用通路の路面は、歩行者に危険がないよう平坦性を確保しなければならない。

(補則)

第26条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、令和3年1月1日から施行する。

別表第1（第2条第1項関係）

業種	占用物件	規格	口径等
ガス事業	鋼管	JIS G 3452	300mm以下のもの
	ダクタイル鋳鉄管	JIS G 5526	
	ポリエチレン管	JIS K 6774	200mm以下のもの
水道事業	鋼管	JIS G 3443	300mm以下のもの
	ダクタイル鋳鉄管	JIS G 5526	
	硬質塩化ビニル管	JIS K 6742	
	水道配水用ポリエチレン管	引張降伏強度 204 kg f/cm ² 以上	200mm以下で 外径/厚さ=11 のもの
下水道事業	ダクタイル鋳鉄管	JIS G 5526	300mm以下のもの
	ヒューム管	JIS A 5303	
	強化プラスチック複合管	JIS A 5350	
	硬質塩化ビニル管	JIS K 6741	
	陶管	JIS R 1201	
電気事業	鋼管	JIS G 3452	250mm以下のもの
電気通信事業	強化プラスチック複合管	JIS A 5350	300mm以下のもの
	耐衝撃性硬質塩化ビニル管	JIS K 6741	
	コンクリート多孔管	管材曲げ引張強度 54 kg f/cm ² 以上	125mm×9条以下 のもの

注 各物件の管の口径は、いわゆる呼び径で表示されるものも含むものとする。

別表第2（第2条第1項関係）

事業者	占用物件の種類	占用の場所	埋設深度(占用管の頂部と路面の距離)
ガス	本管に使用する占用物件	全ての場所	舗装の厚さに0.3mを加えた値以上 (当該値が0.6m未満の場合は0.6m)
	本管以外に使用する占用物件	車道	舗装の厚さに0.3mを加えた値以上 (当該値が0.6m未満の場合は0.6m)
		歩道	0.5m以上
水道	すべての占用物件	車道	舗装の厚さに0.3mを加えた値以上 (当該値が0.6m未満の場合は0.6m)
		歩道	0.5m以上
下水道	本線に使用する占用物件	全ての場所	舗装の厚さに0.3mを加えた値以上 (当該値が1.0m未満の場合は1.0m)
	本線以外に使用する占用物件	車道	舗装の厚さに0.3mを加えた値以上 (当該値が0.6m未満の場合は0.6m)
		歩道	0.5m以上
	外圧1種ヒューム管	全ての場所	1.0m以上
電気 電気通 信	コンクリート多孔管を除く すべての占用物件	全ての場所	舗装の厚さに0.1mを加えた値以上
	コンクリート多孔管	車道	舗装の厚さに0.3mを加えた値以上 (当該値が0.6m未満の場合は0.6m)
		歩道	0.5m以上

備考

- 1 舗装の厚さは路面から路盤の最下面までの距離をいう。
- 2 埋設深度の数値は、路面から占用物件の頂部との距離を示す。
- 3 歩道における占用物件の埋設深度の数値は、車道路面からの距離を示す。
- 4 電気、電気通信、水道及びガス事業に係る占用物件のうちサドル等は、対象外とする。

別表第3（第2条第1項関係）

業種	占用物件	規格	口径等
電気事業 電気通信事業	耐衝撃性硬質塩化ビニル管	JIS K 6741	130mm以下のもの
	硬質塩化ビニル管	JIS K 6741	175mm以下のもの
	合成樹脂製可とう電線管	JIS C 8411	28mm以下のもの
	波付硬質ポリエチレン管	JIS C 3653 付属書1	30mm以下のもの
	電力ケーブル	600V CVQケーブル	より合わせ外径64mm
		600V CVQケーブル	より合わせ外径27mm
	通信ケーブル（光）	40SM-WB-N	12mm
		1SM-IF-DROP-VC	2.0×5.3mm
	通信ケーブル（メタル）	0.4mm 50対CCP-JF	15.5mm
		2対一地下用屋外線	5.5mm
	通信ケーブル（同軸）	12AC	16mm
		5CM	8mm

注 各物件の管の口径は、いわゆる呼び径で表示されるものも含むものとする。

別表第4（第2条第1項関係）

占用の場所	埋設深度（占用管の頂部と路面の距離）
計画交通量が250台/日・方向以上の道路	舗装の厚さに0.1mを加えた値以上
計画交通量が250台/日・方向未満の道路	路面から下層路盤（砕石クラッシャーラン）上面までの距離に0.1m加えた値以上
歩道	路面から路盤（砕石クラッシャーラン）上面までの距離に0.1m加えた値以上

備考

- 1 計画交通量250台/日・方向以上の道路は、1級又は2級幹線道路及び路線バス運行道路とする。
- 2 舗装の厚さは路面から路盤の最下面までの距離をいう。
- 3 埋設深度の数値は、路面から占用物件の頂部との距離を示す。
- 4 歩道における占用物件の埋設深度の数値は、車道路面からの距離を示す。

別表第5（第3条関係）

種 別	名 称	保安上必要事項	埋設年	備 考
水 道	〇〇水道	——	年	青
ガ ス	〇〇ガス	ガスの圧力	年	緑
下 水 道	〇〇下水	圧 送	年	茶
電 気	〇〇電力	電 圧	年	だいたい 橙
電話（通信）	〇〇〇〇	同軸・光ファイバー	年	赤

注 備考欄の色は、各占用物件に貼付するテープの色を示す。

着 手 届

年 月 日

道路管理者 我孫子市長 あて

申請人	住所	
	氏名	⑩
工事 施工者	住所	
	氏名	⑩
	電話	

年 月 日付、我建道第 号をもって 許可 のあった
下記の 占用に関する工事 については、 年 月 日に着手しました。

記

1. 施工場所 我孫子市 地先
2. 添付書類 道路占用許可書の写し
道路使用許可書写

完 了 届

年 月 日

道路管理者 我孫子市長 あて

申請人	住所	
	氏名	⑩
工事 施工者	住所	
	氏名	⑩
	電話	

年 月 日付、我建道第 号をもって許可のあった

下記の 占用に関する工事 については、年 月 日に完了しました。

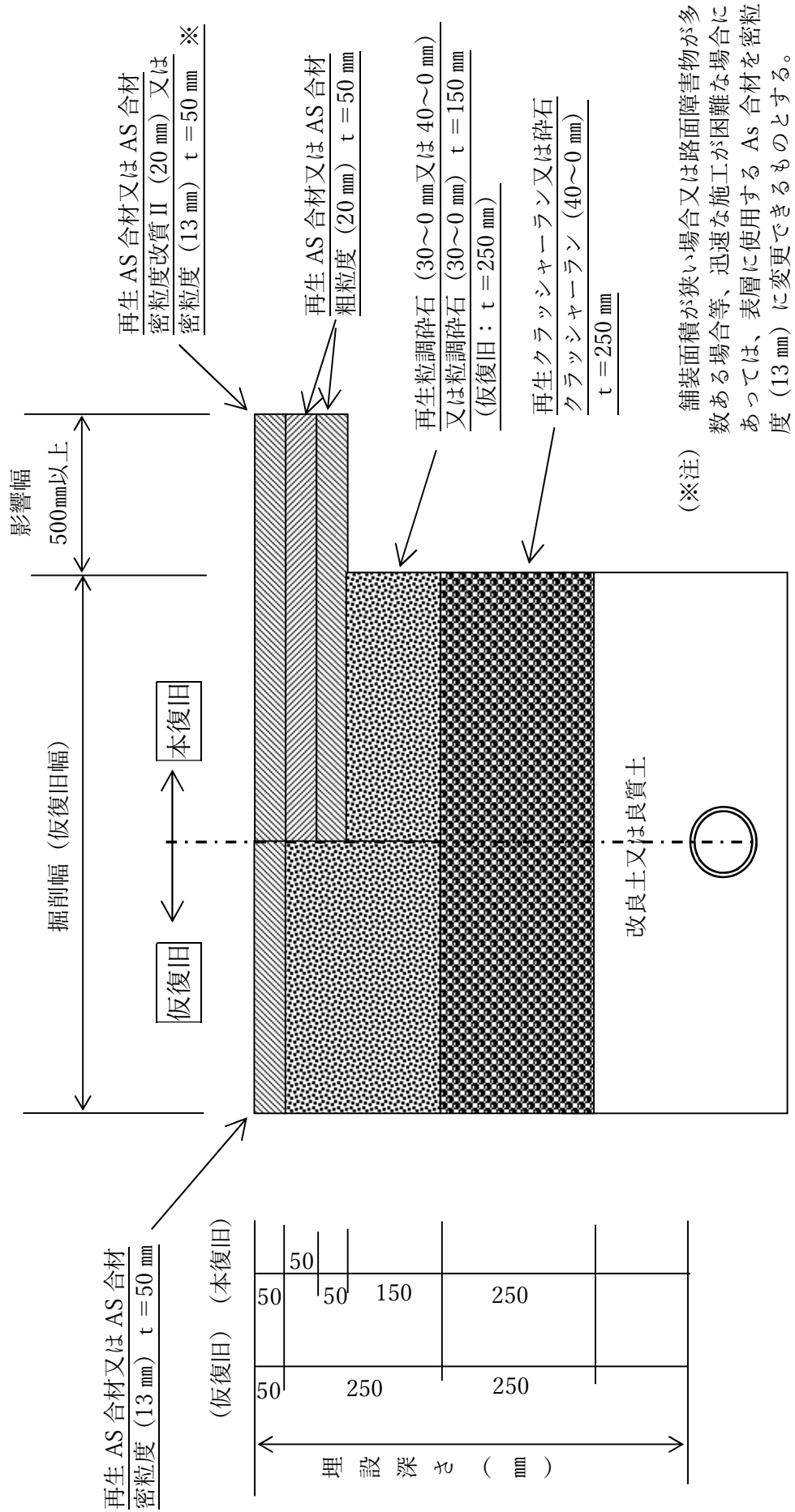
記

1. 施工場所 我孫子市 地先

2. 添付書類 道路占用許可書の写し
工事着手前、工程、完了後までのカラー現場写真

別図第1 (第14条第1項関係)

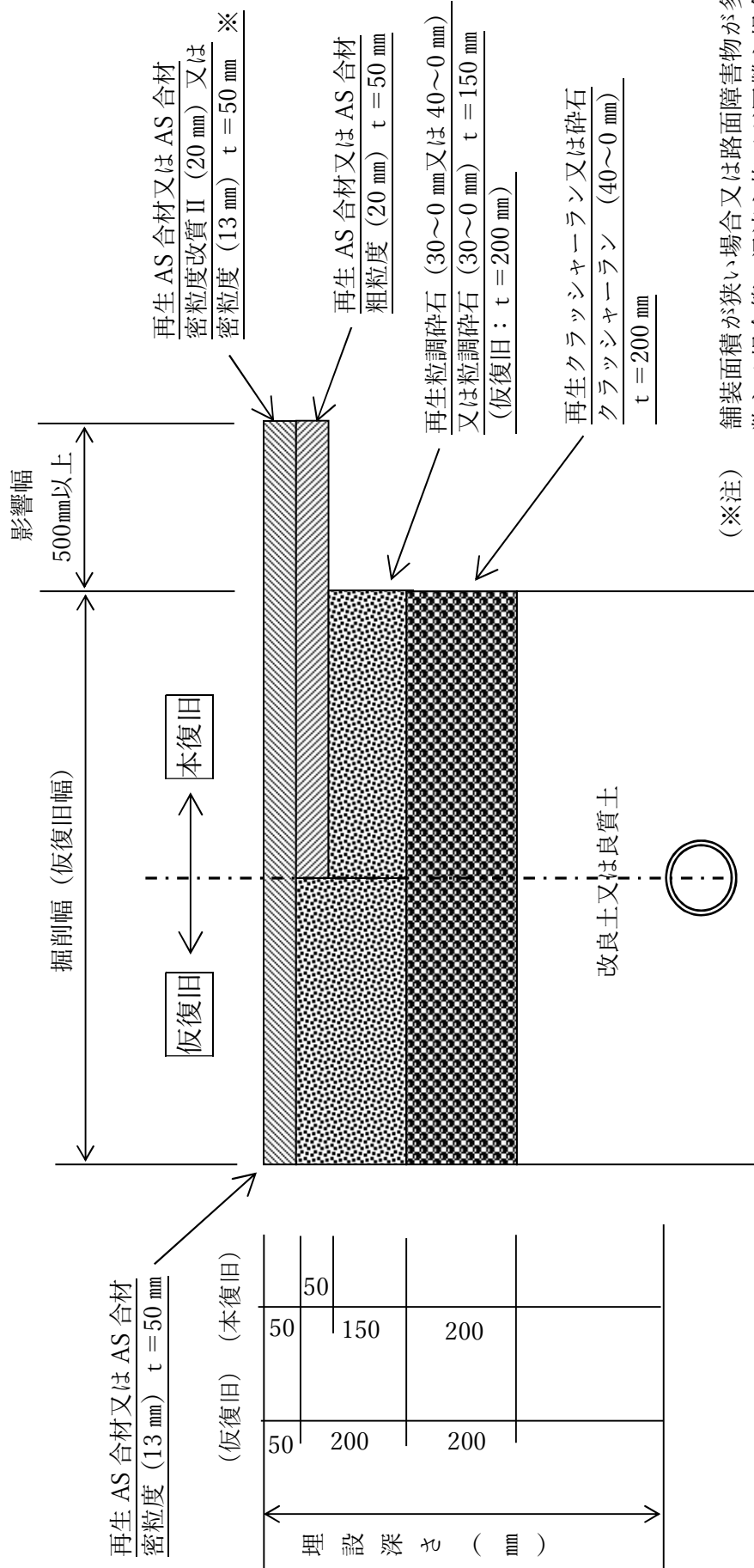
A型 三層アスファルト舗装



(※注) 舗装面積が狭い場合又は路面障害物が多
数ある場合等、迅速な施工が困難な場合に
あつては、表層に使用するAs合材を密粒
度(13mm)に変更できるものとする。

別図第2 (第14条第1項関係)

B型 二層アスファルト舗装



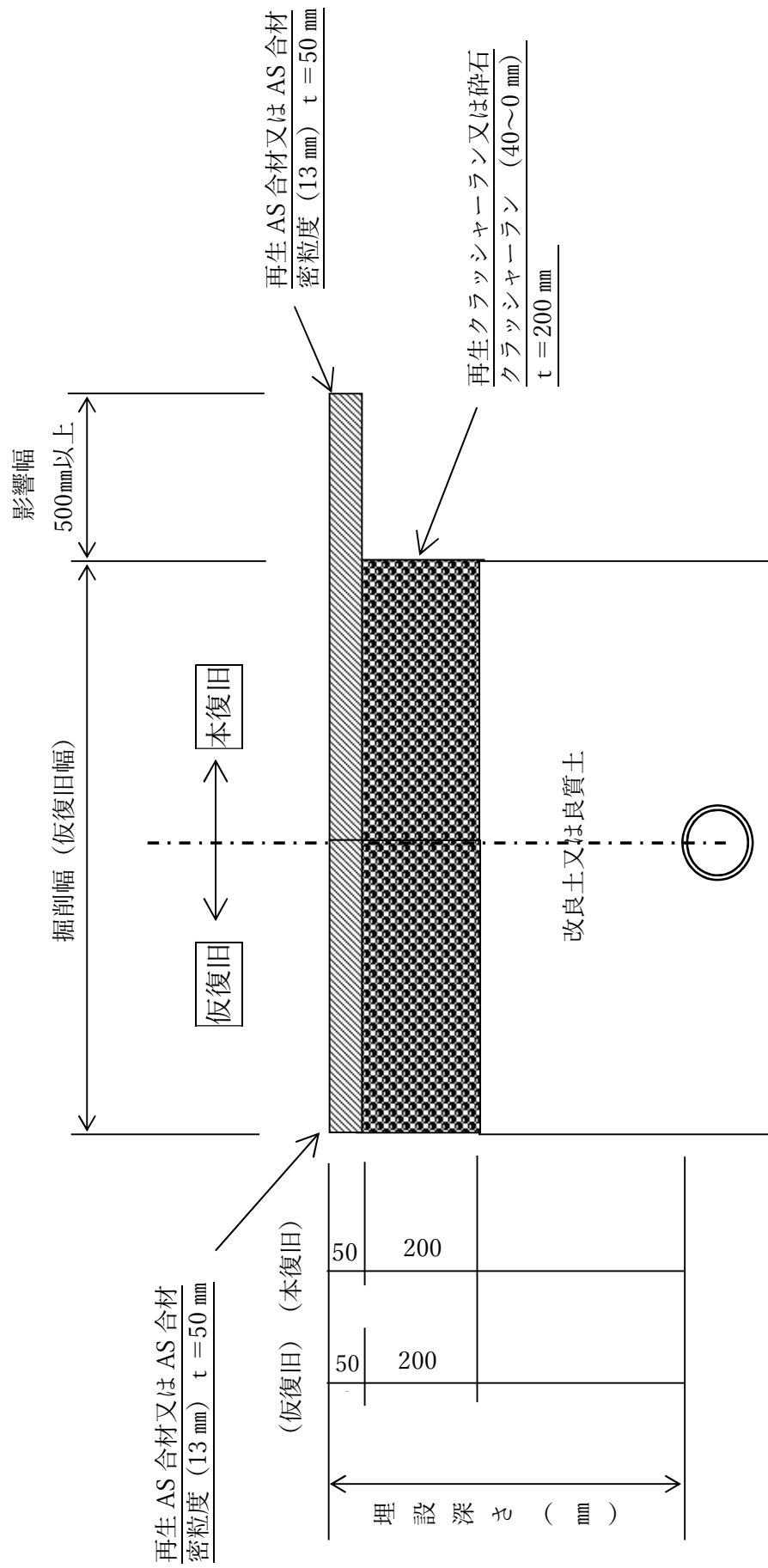
再生AS合材又はAS合材
密粒度 (13mm) t=50mm

(仮復旧) (本復旧)

	50	50	
	50	150	200
	50	200	200
埋設深さ (mm)			

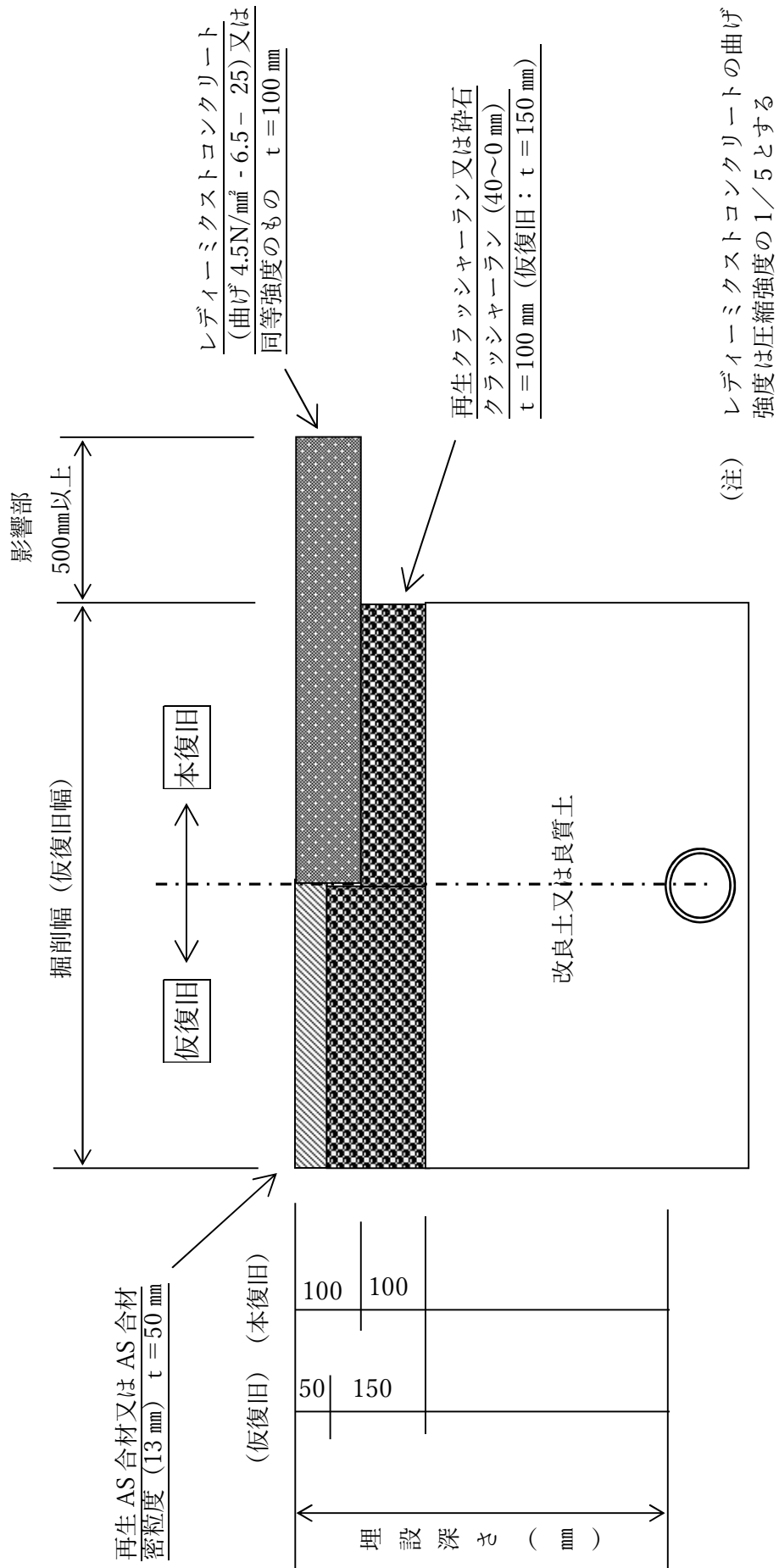
別図第3 (第14条第1項関係)

C型 一層アスファルト舗装



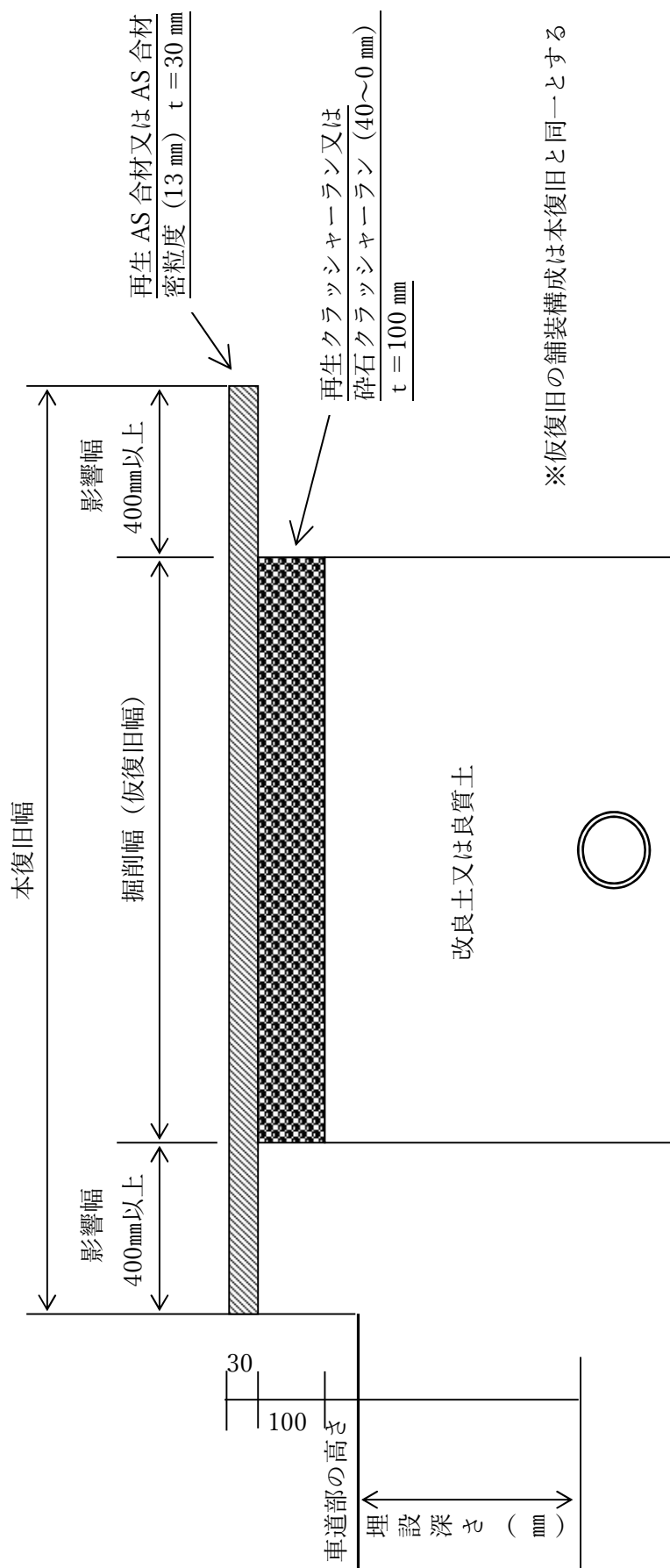
別図第4 (第14条第1項関係)

D型コンクリート舗装



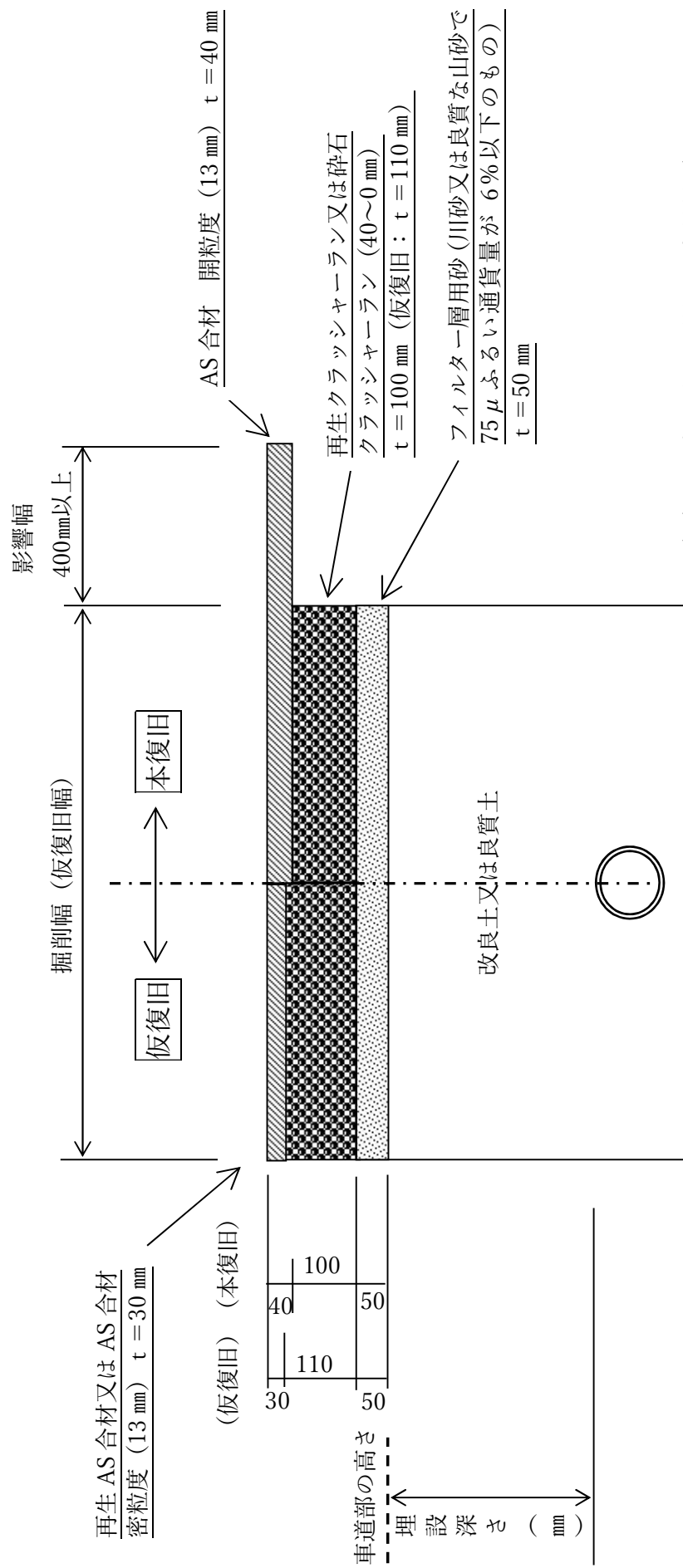
別図第5 (第14条第1項関係)

E型 歩道舗装



別図第6 (第14条第1項関係)

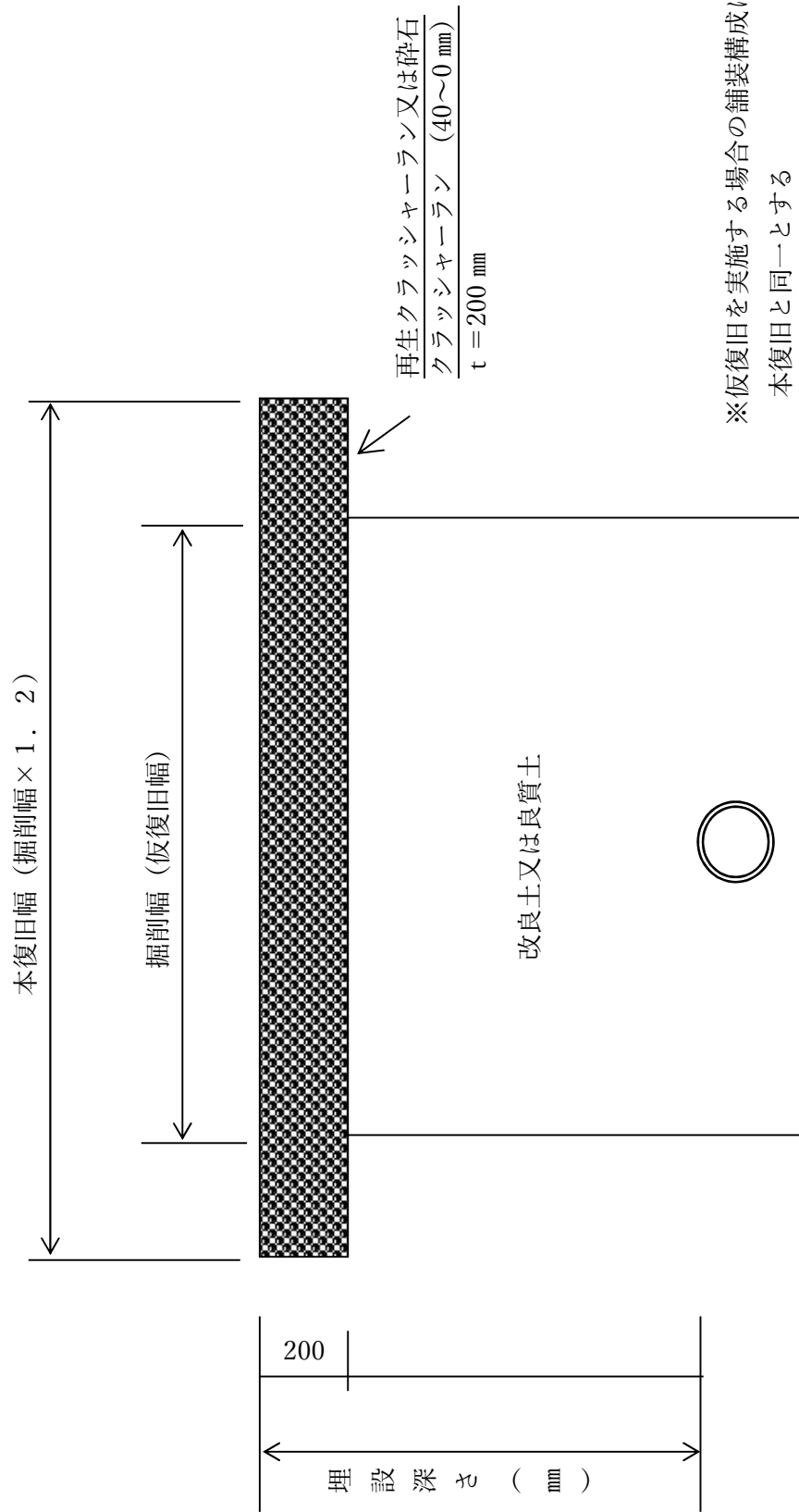
E-II型 歩道透水性舗装



(注) 路盤と表層の間の瀝青材料 (プライムコー
ト) は、雨水の浸透を阻害するため、散布
しない

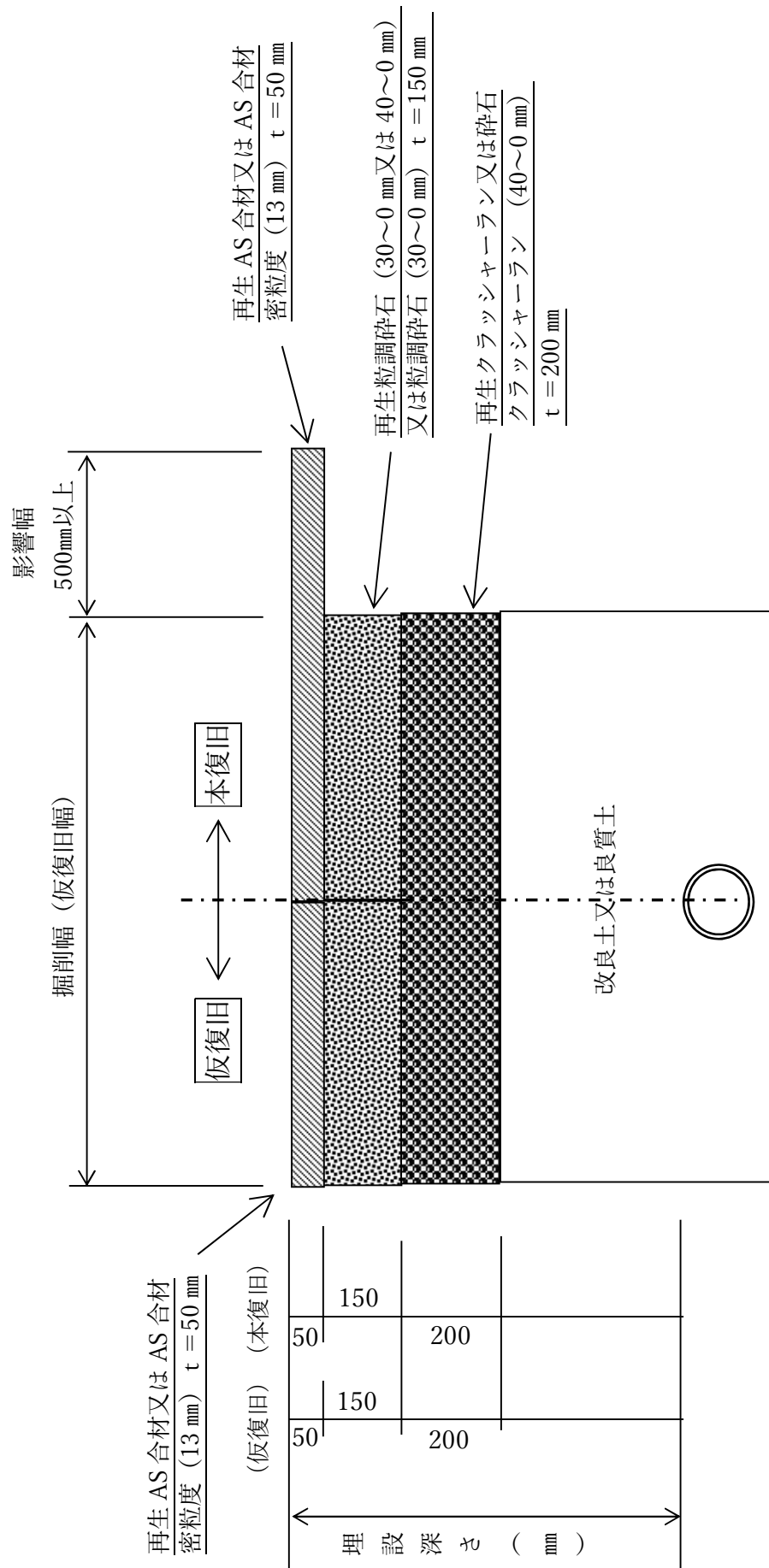
別図第7 (第14条第1項関係)

F型砂利道



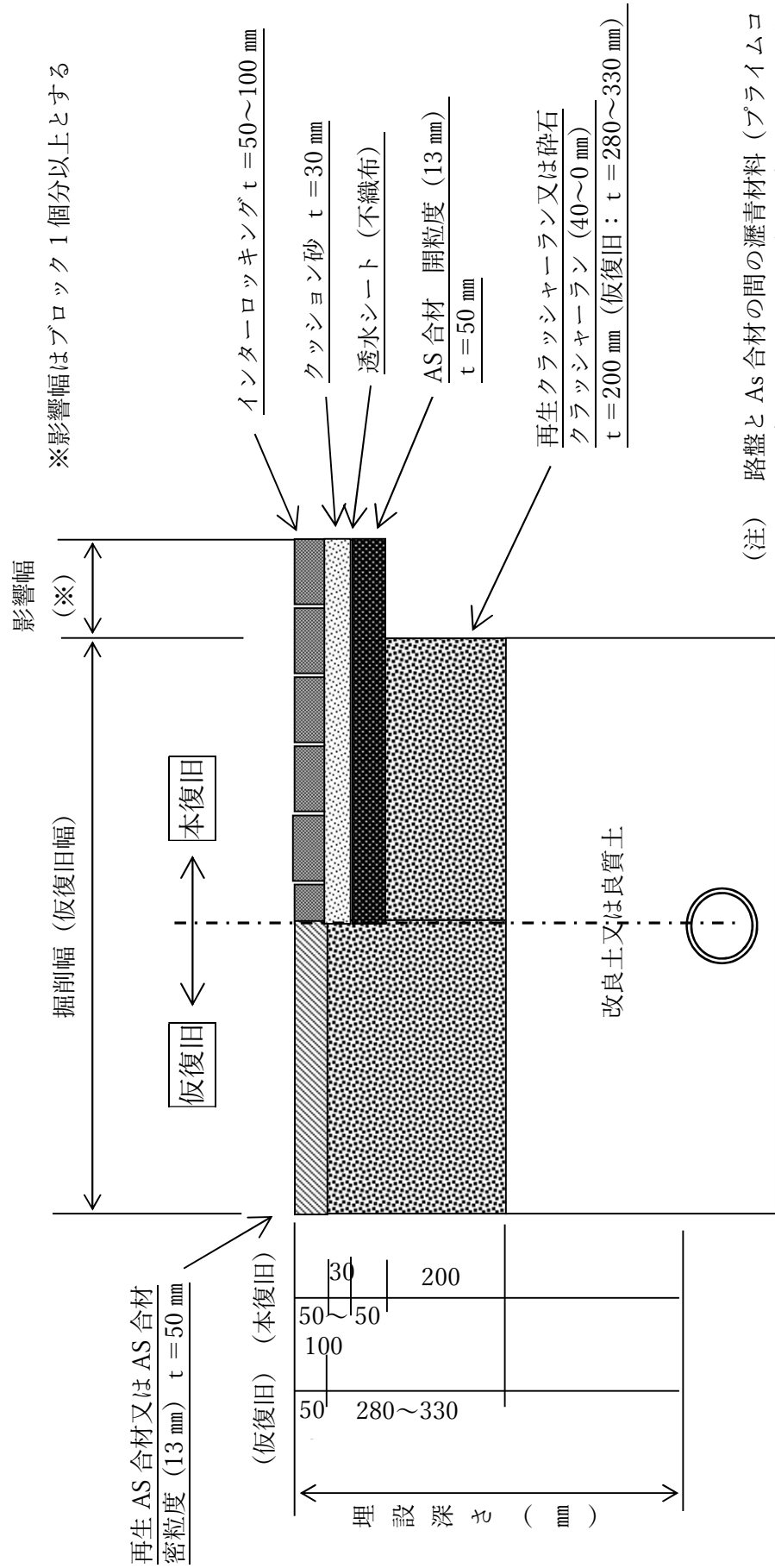
別図第 8 (第 1 4 条第 1 項関係)

開発行為の道路舗装



別図第9 (第14条第1項関係)

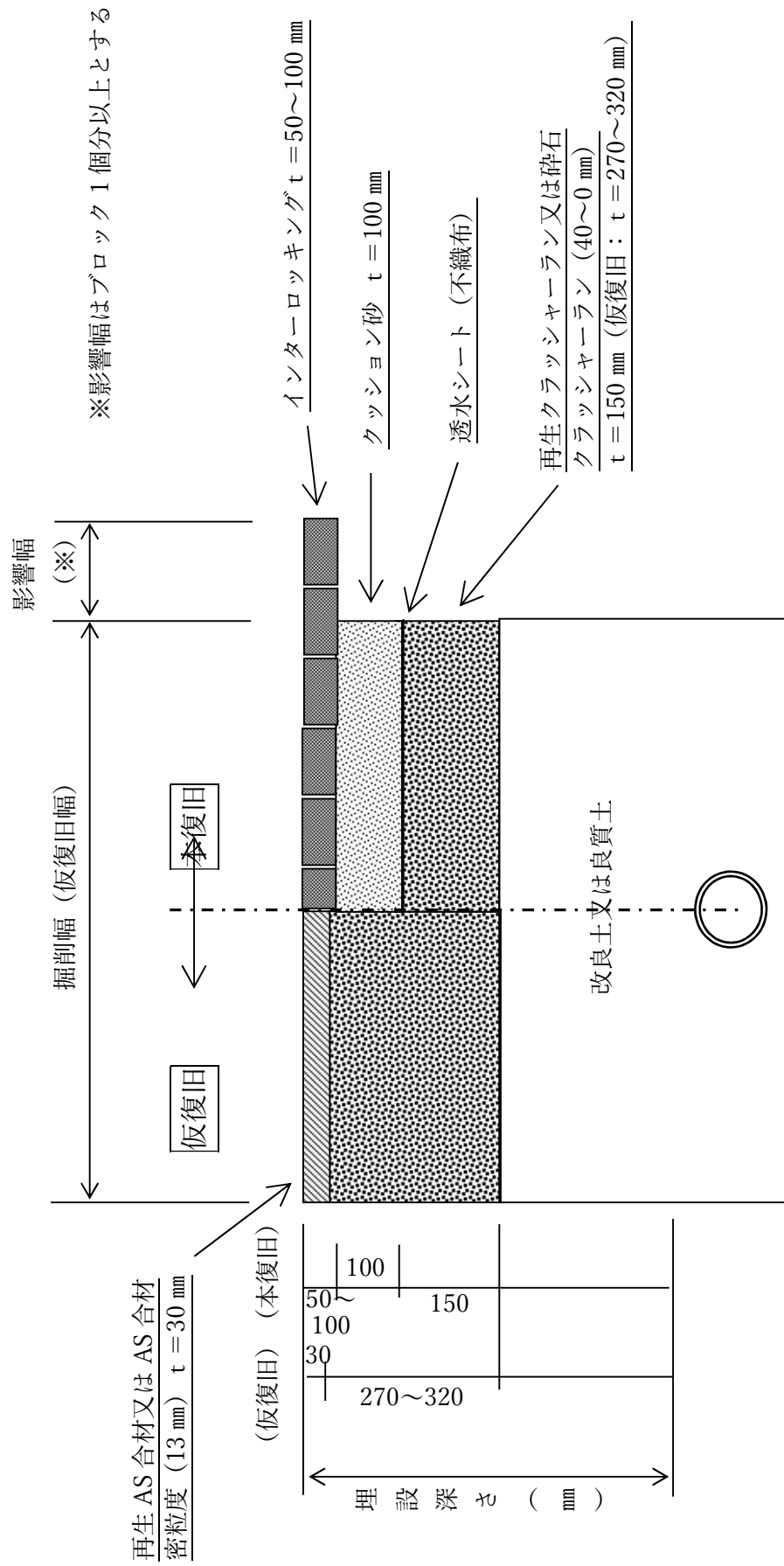
インターロッキング舗装 (車両乗入れ部)



(注) 路盤と AS 合材の間の瀝青材料 (プライムコート) は、雨水の浸透を阻害するため、散布しない

別図第10 (第14条第1項関係)

インターロッキング舗装 (歩道部)



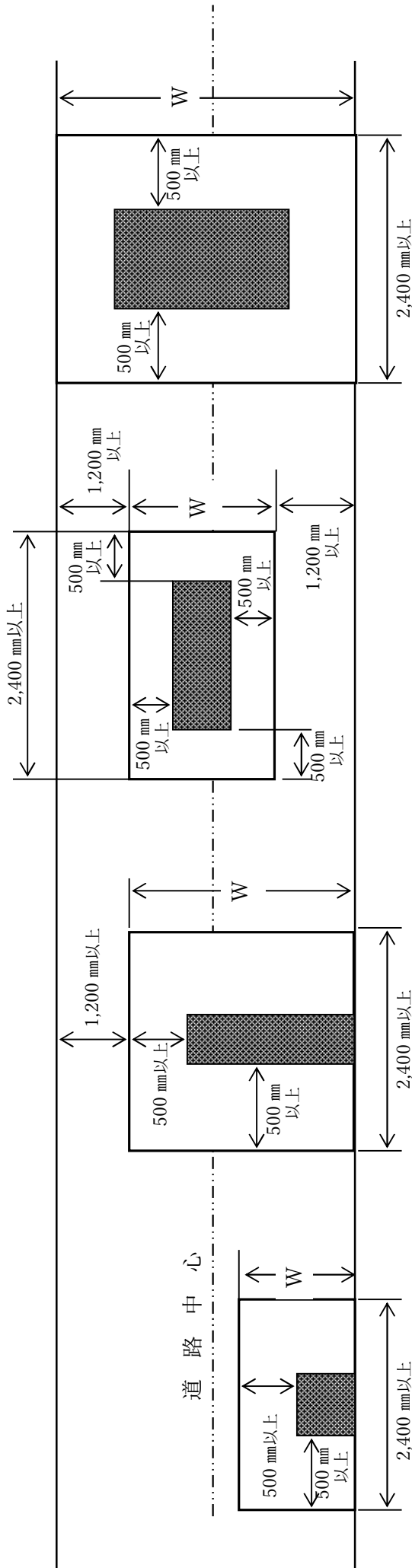
舗装幅員 (L・U字溝を除く) が4m未満の場合 (W=掘削幅+影響幅)

① Wが車道中心を越えない場合

② Wが車道中心を超える場合

③ 中央付近の場合

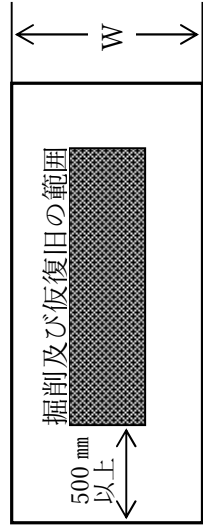
④ 復旧面の端から舗装端まで1,200mm以上確保出来ない場合



凡例

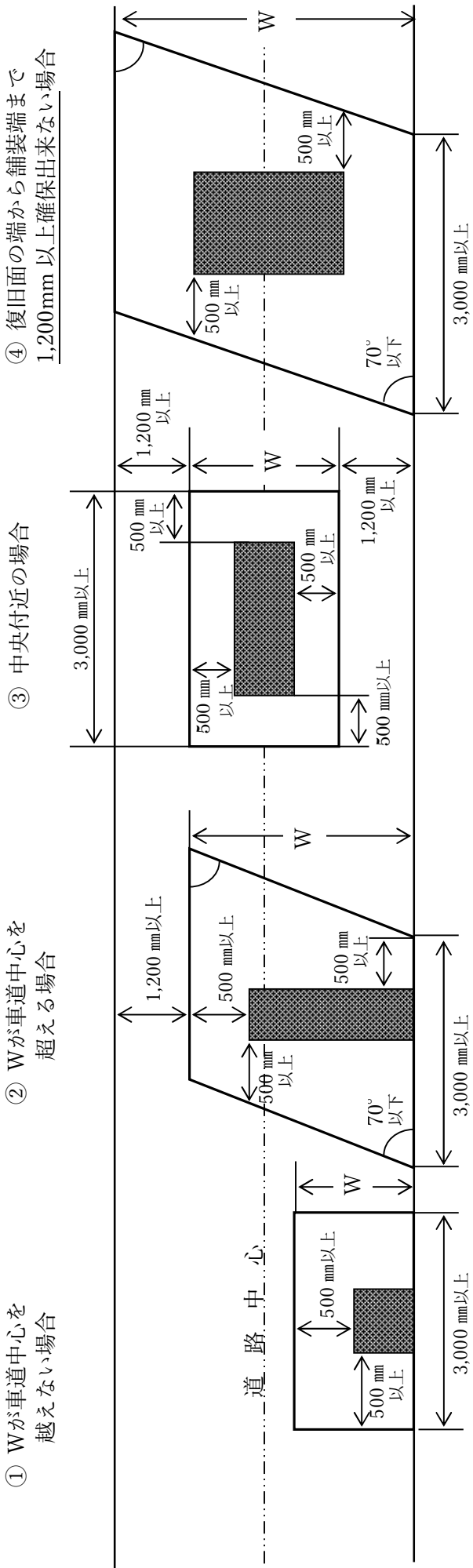
※ 道路舗装工事完了後、原則として3年間は掘り返しを規制しています。事故復旧や日常生活に直接影響があると認められるもの等、やむを得ない場合は許可を認める場合がありますので、事前に協議を行ってください。

本復旧の範囲



別図第12 (第14条第4項関係)

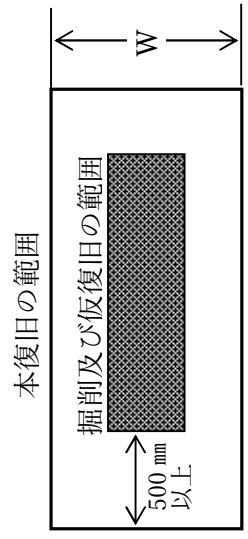
舗装幅員 (L・U字溝を除く) が4 m以上6 m未満の場合 (W=掘削幅+影響幅)



※ Wは、L字、U字溝等の幅を除いた舗装の幅員をいう。

※ 位相角は、原則として、進行方向に対して右下がりになるように設定すること。

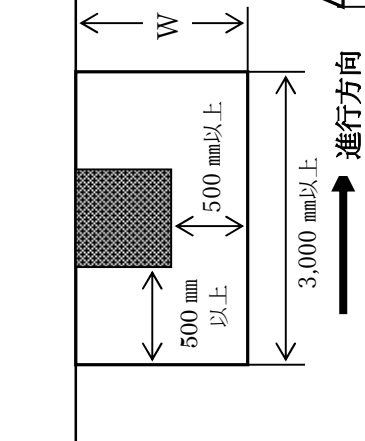
凡例



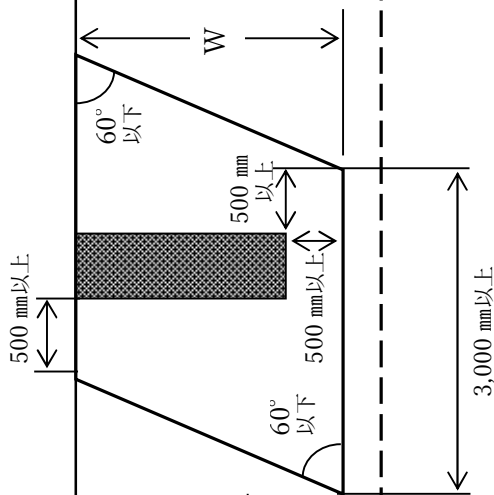
※ 道路舗装工事完了後、原則として3年間は掘り返しを規制しています。事故復旧や日常生活に直接影響があると認められるもの等、やむを得ない場合は許可を認める場合がありますので、事前に協議を行ってください。

舗装幅員 (L・U字溝を除く) が6 m以上で道路中心を越えない場合 (W=掘削幅+影響幅)

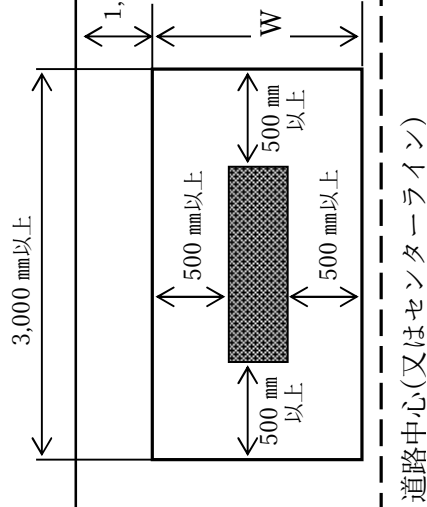
① Wが2,000mm未満の場合



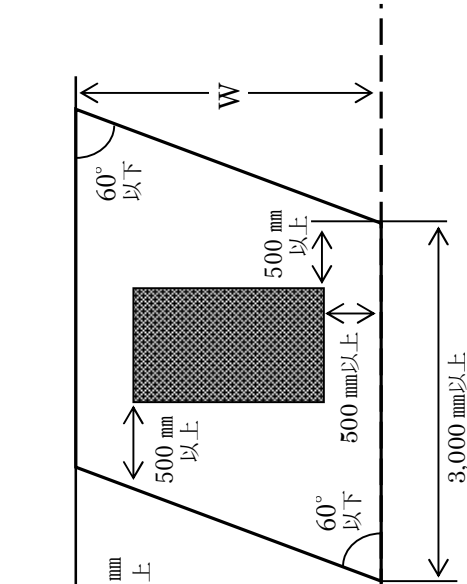
② Wが2,000mm以上の場合



③ 中央付近の場合



④ 復旧面の端から舗装端まで1,200mm以上確保出来ない場合

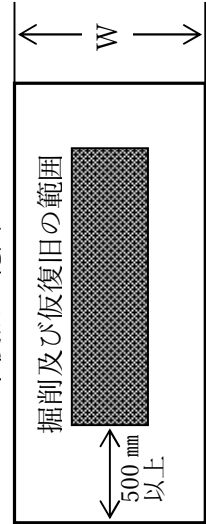


進行方向

※ Wは、L字、U字溝等の幅を除いた舗装の幅員をいう。

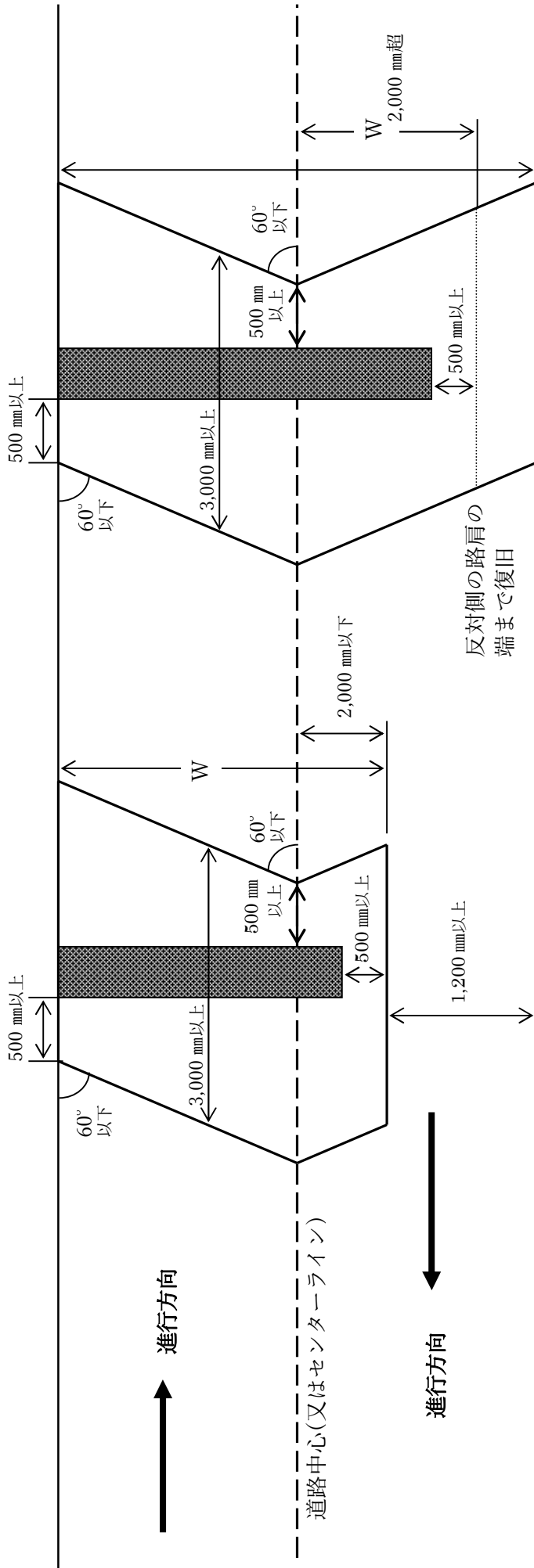
凡例

本復旧の範囲



※ 道路舗装工事完了後、原則として3年間は掘り返しを規制しています。事故復旧や日常生活に直接影響があると認められるもの等、やむを得ない場合は許可を認める場合がありますので、事前に協議を行ってください。

舗装幅員 (L・U字溝を除く) が6 m以上で道路中心を越える場合 (W = 掘削幅 + 影響幅)



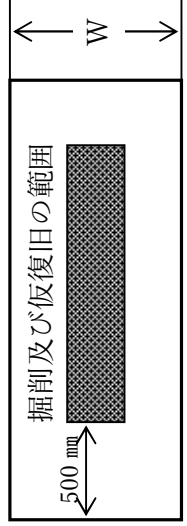
① 反対車線の掘削箇所が1,500mm以下のとき

② 反対車線の掘削箇所が1,500mmを越えるとき、又は道路端まで1,200mm以上確保できないとき

※ Wは、L字、U字溝等の幅を除いた舗装の幅員の幅員をいう。

凡例

本復旧の範囲

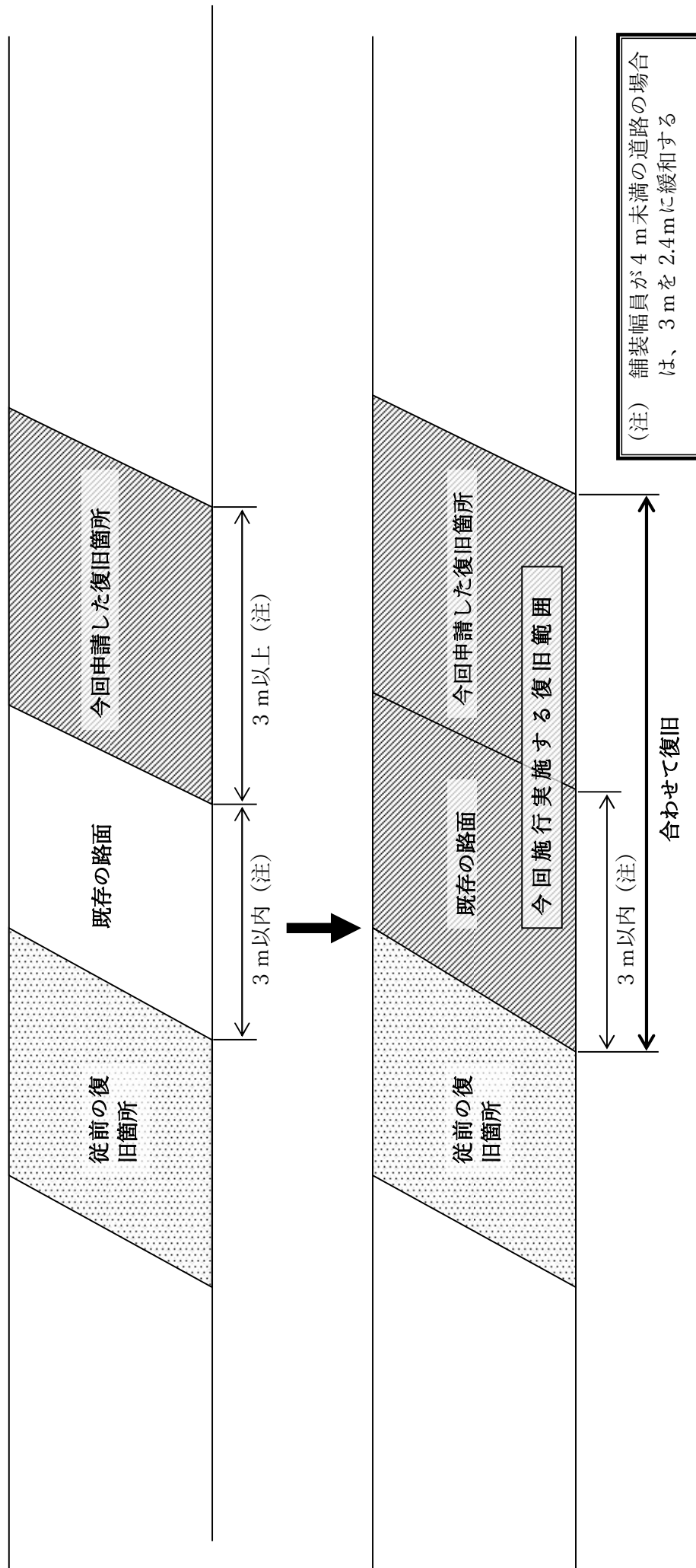


※ 道路舗装工事完了後、原則として3年間は掘り返しを規制しています。事故復旧や日常生活に直接影響があると認められるもの等、やむを得ない場合は許可を認める場合がありますので、事前に協議を行ってください。

別図第15 (第14条第4項関係)

隣接する復旧箇所との関係

新規に道路を掘削する場合は、今回復旧する箇所と隣接する復旧箇所との距離（段差と段差との間）が3 m未満になる場合は、隣接する復旧箇所までの範囲で復旧しなければならぬ。



(参考) 舗装構成別埋設深度

単位：メートル

舗装種別	占有物件	ガス管		水道管		下水道管		電気・電気通信	
		本管	本管以外	本管	本管以外	本管	本管以外	コンクリート 多孔管以外	コンクリート 多孔管
A型 三層アスファルト舗装	【0.55】	0.85	0.85	0.85	0.85	1.0	0.85	0.65	0.85
B型 二層アスファルト舗装	【0.45】	0.75	0.75	0.75	0.75	1.0	0.75	0.55	0.75
C型 一層アスファルト舗装	【0.25】	0.6	0.6	0.6	0.6	1.0	0.6	0.35	0.6
D型 コンクリート舗装	【0.20】	0.6	0.6	0.6	0.6	1.0	0.6	0.3	0.6
E型 歩道舗装	【0.13】	0.6	0.5	0.5	0.5	1.0	0.5	0.23	0.5
E-II型 歩道透水性舗装	【0.14】	0.6	0.5	0.5	0.5	1.0	0.5	0.24	0.5
F型 砂利道	【0.20】	0.6	0.6	0.6	0.6	1.0	0.6	0.3	0.6
開発行為の道路	【0.40】	0.7	0.7	0.7	0.7	1.0	0.7	0.5	0.7
インターロッキング舗装 (乗入れ部)	【0.3～0.35】	0.6～0.65	0.5	0.5	0.5	1.0	0.5	0.4～0.45	0.5
インターロッキング舗装 (歩道部)	【0.3～0.35】	0.6～0.65	0.5	0.5	0.5	1.0	0.5	0.4～0.45	0.5

(注) 舗装種別中の【 】内は、舗装厚を示す。

下水道管の内、外圧1種ヒューム管は、本管以外であっても本管の埋設深度とする。